

一般社団法人まちのこ団

定 款

当法人は、あるまちのこを育むための本業と社会貢献で子どもたちが健やかに育つまちづくりの推進を通して、子どもや地域社会を育む、すべての子どもや若者が自信を持って生きる社会を実現することを目的とし、その目的に資するため、次の事項を行う。

- 1 移動式わらび道・集会場（コミュニティプレイス）の設置・運営及び普及
 - 2 周辺住民活動及び小規模活動の企画・運営及び利活用促進
 - 3 子育て・教育・就職所支援施設（まちのこベースシリーズ）の設置・運営及び普及
 - 4 地域資源活用コンサルティング及びコーディネート
 - 5 地域交流活動
 - 6 まちづくりイベント等の企画・運営
 - 7 商品企画開発及び販売促進
 - 8 人材育成及び教育訓練
 - 9 地域防災力向上
- 一般社団法人まちのこ団
- 1.0 各種集販業
 - 1.1 SNS等インターネットでの情報収集・情報発信
 - 1.2 その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (公印の方針) 令和 4年 3月 15日 作 成
第4条 当法人の 令和 4年 3月 30日 公証人認証
する方針によ 令和 4年 4月 1日 社 团 成 立



一般社団法人まちのこ団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人まちのこ団と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を茨城県久慈郡大子町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、あそび体験の教育的価値の啓蒙と実践及び社会全体で子どもを育む仕組みづくりの推進を通じて、子どもの原体験を豊かにし、すべての子どもや若者が自信を持って生きる社会を実現することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 移動式あそび場・居場所（コミュニティプレイバス）の設置・運営及び普及
 - 2 里山体験活動及び里浜体験活動の企画・運営及び利活用促進
 - 3 子育て・教育・居場所支援拠点（まちのこベースシリーズ）の設置・運営及び普及
 - 4 地域資源活用コンサルティング及びコーディネート
 - 5 国際交流推進活動
 - 6 まちづくりイベント等の企画・運営する行為をしたとき。
 - 7 商品企画開発及び販売促進があるとき。
 - 8 人材育成及び教育訓練
 - 9 地域防災力向上及び普及活動号のいずれかに該当する場合には、その
 - 10 各種講師業
 - 11 SNS等インターネットでの情報収集・情報発信
 - 12 その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (公告の方法)
- 第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員及び賛助会員



(社員及び賛助会員の資格)

第5条 当法人は、社員及び賛助会員をもって構成する。

2 社員は、当法人の目的に賛同して入社した個人又は団体とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

3 賛助会員は、当法人の事業を賛助するために入社した個人又は団体とする。

(入社)

第6条 当法人の成立後、社員又は賛助会員となるには、当法人の定めるところにより入会の申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。本条の会費は、社員については、法人法第27条に規定する経費とする。

(退社)

第8条 社員及び賛助会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第9条 社員及び賛助会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(1) 当定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員及び賛助会員の資格喪失)

第10条 社員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 6か月以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があったとき。

第4章 ジャーナル

(役員)

第3章 社員総会

第19条 当法人に、理事1名以上3名以内を置く。



(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、法人法に規定する事項及び当法人の組織、運営その他当法人に関する一切の事項について決議することができる。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。これにより、その開催を実行

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。記を受けるものとする。これを複数する場合は、同様とする。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、理事1名以上3名以内を置く。



(選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表理事の選定)

第21条 当法人は、理事が2名以上あるときは、代表理事1名を置く。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事等の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受けた財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則



(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 増田大和

設立時代表理事 増田大和

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 茨城県久慈郡大子町大字大子661番地2

設立時社員 増田大和

住 所 茨城県ひたちなか市大字津田2712番地15

設立時社員 増田和美

(法令の準拠)

第31条 この定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人まちのこ団設立に際し、設立時社員増田大和及び同増田和美の定款作成代理人である司法書士中里隆幸は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和4年3月15日

設立時社員 増田大和

設立時社員 増田和美

上記設立時社員の定款作成代理人

茨城県ひたちなか市勝田中央5番15号

司法書士 中里隆幸

(登録番号 茨城第425号)



証文

これにて記載された事項は、電子的に記録された情報と同一であることを示す。